

第7回三原市下水道事業経営審議会 会議録（要約）

日 時 令和3年11月18日（木）9：30～10：30

場 所 三原市役所 本庁3階 301・302 会議室

出席者 委員7名（堤委員，七川委員，青山委員，新田委員，森川委員、安田議員，弓場委員）

事務局7名（崎土居部長，前田参事，村上課長，外4名）

傍聴者 2名

議 事 （1）三原市下水道事業経営審議会 答申（案）について  
（2）第8回審議会の日程について

議 長 : 前回第6回審議会では市議会からの意見等を報告していただき、今までの審議会の審議内容について再度確認・整理し、答申の骨子となる部分を承認していただいた。その骨子とは、受益者負担の原則に基づき基準外の一般会計繰入金を行わないということ、さらに、その前提のもと、期間内での収支均衡を図るため、一律30%増の料金改定を行うということであり、それらを整理し、ご承認いただいた。加えて、答申（案）にもあるが、料金改定の時期についても確認をいただいた。

以上を受けて、私が答申（案）の骨子を整理し、それをベースに事務局に本日の資料をまとめてもらった。

大きな骨子の部分は変えることはできないが、細かい表現の修正について、意見等を出してもらいたい。

では、答申（案）のポイントを私から説明していきたい。

議 長 : 答申（案）について説明（以下、追加説明があった部分を抜粋）。

※ 答申（案）2頁 2（2）の部分での追加説明

議 長 : 20%増・28%増・30%増の収支試算については、最初予算ベースで確認を行ったが、その後、将来予測を行う上で、より精度が高い令和2年度決算ベースの収支試算を行った。しかしながら、20%増と28%増の収支試算で、令和2年度決算ベースについては、口頭での説明だったため、私が事務局に資料1と資料2の作成を依頼し、本日資料で実際に確認したい。資料1と資料2については、事務局から説明してもらおう。

事務局 : 資料 1 及び資料 2 について説明。

議 長 : 当初予算ベースでの 28%増の収支試算では、令和 14 年度までなんとか黒字を確保できるものだった。では、なぜ料金改定を一律 30%増としなければならないのかというと、資料 1 が示す通り、令和 2 年度決算ベースで収支試算を見直すと、令和 12 年度から赤字になってしまう。

※ 答申（案） 2 頁 2（3）の部分での追加説明

議 長 : (段階的な料金改定について、使用料改定を一度に行うべきとした追加説明で) 審議の中で段階的な料金改定等の緩和的な措置について意見が出たが、資料 2 の料金改定 20%増の収支試算を確認してもらいたい。20%増の料金改定を行ったとしても、令和 2 年度決算ベースの試算では、令和 7 年度から赤字になってしまい、令和 5 年度の料金改定後、すぐに次の料金改定を議論・実施しなければならない。このため、令和 5 年度から 30%増の料金改定が適切であると思われる。

議 長 : また、((3) の 3 行目以降については) 前回の審議会でコロナ対策について審議した内容を反映させたもので、答申（案）のとおり、本審議会が議論できる守備範囲を超えるものと判断し、検討の対象外とする、とした。

※ 答申（案） 3 頁 3 の部分での修正提案。

議 長 : (1 段落目 2 行目の)「令和 5 年度から「高資本費対策に要する経費」に対する繰出金 5 億 8 百万円が無くなるため」とあるが、より丁寧な説明として、「令和 5 年度に供用開始 30 年を迎え、「高資本対策に要する経費」に対する繰出基準の対象外となり、繰出金 5 億 8 百万円という大きな収入源の一つが無くなるため」と修正したい。  
この部分の文言について、修正してよろしいか。

各委員 : (承諾)

議 長 : (全ての説明が終わった後) 表現の修正等なにか意見はあるか。

A 委員 : 当審議会の議論を行う上での「守備範囲を超える」という前提条件について、しっかり言及されているので問題ない。また、「おわりに」の定期的な検証と検討の部分について、今回の経営計画はあくまでも計画であるため、毎年実績が出てき

たら、しっかり計画と照らし合わせて検証してもらいたい。私個人としては、答申（案）の表現で問題ない考える。

議 長 : この部分については気を付けて答申（案）を作成した。経営計画を出すことが終わりではないということ。

B 委員 : 答申（案）はよくまとめられており、丁寧な解説となっている。

C 委員 : 同意見。

D 委員 : 皆さんと同意見。「おわりに」のところの、安定的な経営を継続するために定期的な検証を行っていくことは重要である。

E 委員 : 一主婦の意見として、30%もの値上げについては反対だったが、審議を重ねていく中で、繰出金が無くなり、将来を見越せば、答申（案）は納得する内容だった。

議 長 : 確かに 30%はかなり大きく感じる。答申（案）の資料には具体的な値上げ後の料金について、まとめている。

F 委員 : 値上げはショックなことだが、資料を見る限り、致し方ない。市民の方にも納得していただくように、説明をしてもらいたい。

議 長 : 皆さんに意見を出してもらったが、その他修正すべき部分はあるか。

事務局 : 今までの審議内容をまとめた参考資料で、一部言葉足らずの部分がある。参考資料6頁の2（1）2段落目で、「公共下水道事業の区域外から区域内への人口流入による影響が大きく」とあるが、「人口流入による影響が大きかったよるものです。」とし、平成30年度から令和2年度の下水道接続人口の実績値の説明として、一度区切る。続いて、「計画期間内においては、未整備区域の整備を拡充していくことに伴い、下水道接続人口も増加する見込みであることを確認しました」と修正させていただきたい。

議 長 : また、事務的な修正にはなるが、4頁の三原市下水道事業経営審議会名簿の表の下に「※会長・副会長を除く委員は50音順とする」を追加したい。  
では、これまでの審議のとおり、以上3点を修正した資料を作成し、来月答申として三原市長へ提出したい。よろしいか。

各委員　：(承諾)

その後、第8回審議会については、令和3年12月23日(木)10時から、本庁3階304・305会議室で開催し、答申の最終確認を行い、その後、答申を三原市長へ提出することとした。

以上